

公共施設等の利用について

令和3年9月13日
飯 能 市

公共施設の利用については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間延長に伴い、利用時間を制限する期間を延長します。また、イベント等の開催基準については、国・埼玉県基準を準拠することとします。

1 対象期間

令和3年9月30日（木）まで

2 利用時間を制限する施設

施設名	所管課	利用終了時間
市民会館	市民会館	午後8時
市民活動センター	地域活動支援課	午後7時
地区行政センター	各地区行政センター	午後8時
トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園	子育て支援課	午後5時
市民体育館	スポーツ課	午後7時
阿須運動公園ホッケー場		
美杉台公園多目的グラウンド		
学校体育施設（小・中学校体育館、校庭）		

3 その他の利用制限

名 称	制限するエリア	期 間
飯能河原	飯能河原堰付近～割岩橋下	緊急事態措置終了までの間（終日）
中央公園駐車場	西側及び東側駐車場	

4 イベント等の開催基準（国、埼玉県に準拠）

収容定員 10,000 人を超える施設でのイベント	5,000 人まで可
収容定員 10,000 人以下の施設でのイベント	収容定員の 50%まで可

※国通知 … 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年9月9日）